

令和5年6月16日

都市整備部住宅課

江東区営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正理由

東京都パートナーシップ宣誓制度の新設を踏まえ、使用申込者の資格を改めるため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

同居する者の要件として、東京都パートナーシップ宣誓制度によるパートナーシップ関係の相手方を加える。

3 改正の内容

新旧対照表のとおり

4 施行日

公布の日から施行する。

江東区営住宅条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(使用申込者の資格)</p> <p>第6条 区営住宅の使用申込者は、申込みをした日において次に掲げる条件を具備している者(第5号に掲げる条件にあっては、区営住宅において同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)を含む。)でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族が</p> | <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(使用申込者の資格)</p> <p>第6条 区営住宅の使用申込者は、申込みをした日において次に掲げる条件を具備している者(第5号に掲げる条件にあっては、区営住宅において同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。) <u>又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第2項の規定による証明を受けた同条例第3条の2第2号に規定するパートナーシップ関係の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)を含む。)</u>でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族 <u>又はパートナーシップ関係の相手方</u>があること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族 <u>又</u></p> |

あることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けことが困難であると認められる者を除く。

(1)～(8) (略)

3・4 (略)

第7条 (略)

(使用予定者の選考)

第8条 区長は、区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超えない場合は、その者を使用予定者と決定し、区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超える場合は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。

(1) (略)

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3)～(6) (略)

2 (略)

第9条～第55条 (略)

はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けことが困難であると認められる者を除く。

(1)～(8) (略)

3・4 (略)

第7条 (略)

(使用予定者の選考)

第8条 区長は、区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超えない場合は、その者を使用予定者と決定し、区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超える場合は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。

(1) (略)

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者又は住宅がないため親族若しくはパートナーシップ関係の相手方と同居することができない者

(3)～(6) (略)

2 (略)

第9条～第55条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。